

**内川第1建設発生土処理施設の搬入に関する
現場代理人（受注者）の留意事項**

| 施設名 | 管理する組合 | 電話番号 |
|------------------|-----------|----------|
| 金沢市内川第1建設発生土処理施設 | 金沢建設業協同組合 | 243-5868 |

◎搬入申請について

①当該処理施設に建設発生土を搬入する場合、受注者から道路建設課あてに『建設発生土搬入承認申請書（新規）』をメール提出し、金沢建設業協同組合を通じて『建設発生土搬入承認書』の交付を受ける必要があります。

また、伝票や標識枚数の増量などの変更が生じたときは、速やかに『建設発生土搬入承認申請書（変更）』をメール提出して下さい。

提出先 金沢市道路建設課 douro@city.kanazawa.lg.jp

②監督員が作成する『搬入計画書』と受注者が作成する『建設発生土搬入承認申請書』とで、土量やダンプの種類が異なることが多々あります。必ず協議のうえ、同じ内容になるようにして下さい。

③建設発生土搬入承認申請書の提出後、伝票発行までに約1週間かかります。（変更申請時も同様です。）余裕を持って申請して下さい。

④伝票発行準備ができしだい、組合から受注者にFAX連絡がありますので、その後受け取りに行ってください。

◎業者登録番号について

申請書等の記入や組合に連絡するときには、どの業者及び工事かを判別するために業者登録番号が必要です。必ず金沢市の監督員に業者登録番号を確認して下さい。

◎搬入土砂について

コーン指数300KN/m²以上を搬入の際の目安にして下さい。それ以外は、搬入できる状態になるように、仮置きして曝気をするか良質の土砂と混合する等の改良が必要です。

コーン指数300KN/m²程度または粘土質の強い土砂で、搬入可能か否かが疑わしい場合は、事前に確認してから搬入して下さい。

また、土砂仮置場の管理不備による状態の悪化は、避けるようにして下さい。

◎搬入日前営業日の搬入量連絡（FAX）について

搬入日前営業日の午後3時までに、FAXで搬入量等を連絡する必要があります。前日のFAX連絡をせず、当日搬入しようとする業者が見受けられますが、事前連絡のない当日搬入は認めておりません。

FAX番号は契約業者確定後、掲載します。

◎搬入時間の厳守について

搬入可能な時間は決まっています。

時間外に無断で搬入すると、事故の原因となることもあり大変危険です。

| 搬入可能日 | 搬入可能時間 |
|-------------------|--------------|
| 日曜日及び第2・第4土曜日を除く日 | 午前9時から午後5時まで |

※上記のとおり、適正な手続きで建設発生土を搬入して下さい。手続きに不備があると搬入できません。指導にもかかわらず、不備が多い場合、搬入停止という事態を招く恐れがあります。手続きにおいて不明な点がありましたら、必ず工事監督員に確認を取って下さい。